

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長は、請求の趣旨を満たす行政文書を保有していないためとして不存在とする決定をしたが、当該決定は妥当なものとする認められない。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、情報公開条例（平成16年宮城県条例第74号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年9月8日付けで、「犯罪捜査報償費の中で実名でない架空請求の資料及び内容の中で適正に処理されていない請求に関する一切の資料」について、開示の請求を行った。

実施機関は、開示請求の対象となる行政文書の内容を特定するため、同年9月10日に請求する行政文書の内容について審査請求人に補正を求めたところ、「犯罪捜査報償費の中で実名でない架空請求の資料（偽名領収書）及び内容の中で適正に処理されていない請求（不適正執行）に関する一切の資料」と補正した（以下「本件開示請求」という。）。

- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとして、条例第6条第1項の規定により、行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年9月24日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成16年11月20日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び宮城県情報公開審査会（以下

「審査会」という。)における意見陳述で主張している審査請求の理由を総合すると、おおむね次のとおりである。

警察はどの都道府県も同じ組織であり、その業務や経費もまた同じであると考えられ、不適正執行や偽名領収書の存在が明らかになった一部地方警察だけが異なる支出をしているとは考え難いのであり、宮城県だけが不適正執行や偽名領収書が全くないとは通常考えづらい。また、全ての文書をどのように確認した上での不存在(保有していない)決定であるか明確に説明されていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書、意見書及び審査会における意見陳述(以下「理由説明書等」という。)で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 実施機関が保有する行政文書の保管・管理等について

実施機関が保有する行政文書の保管・管理等については、行政文書管理規則(平成13年宮城県公安委員会規則第7号)及び行政文書の分類の基準に関する規程(平成13年宮城県公安委員会規程第2号)をはじめとする行政文書の管理に関する定めに基づき、保管・管理している。

本件開示請求の対象となる犯罪捜査報償費に関する行政文書については、財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)、同規則の運用通知(平成2年出会第26号出納局長通知)等に基づき作成し、前記文書管理に関する定めに基づき、保管・管理している。

2 本件処分の理由について

請求の趣旨は、架空請求若しくは不適正執行に係る偽名領収書及びそれに関連する支出関連文書の開示請求であるところ、決定時点において、そのような予算支出等を行った事実はなく、よって請求の趣旨を満たす行政文書は存在しないため、不存在決定を行ったものである。

なお、具体的な根拠としては、(イ)個別執行に関しては、1件ごとに、幹部が各段階で捜査指揮と連動させた厳格なチェックを行っていること、(ロ)監査、検査等により具体的に不適正執行について指摘された事実がないこと、(ハ)部内外の監査、検査が行われる中、組織的な不正は行われていないこと等が挙げられる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、「犯罪捜査報償費の中で実名でない架空請求の資料（偽名領収書）及び内容の中で適正に処理されていない請求（不適正執行）に関する一切の資料」（以下「本件行政文書」という。）である。

ここで、本件行政文書は、実施機関が犯罪捜査の過程において、情報提供、捜査協力等に対する謝礼等の支出に伴い、作成・取得した行政文書に係るものであり、具体的には、警察本部の全課署隊が作成・取得した以下のaからlまでの書類（以下「犯罪捜査協力報償費の支出に関する文書」という。）のうち偽名領収書及び不適正執行に係るものを指すものと解される。

a．支出負担行為兼支出命令決議書，b．精算通知票，c．返納決議書，d．納入（返納）通知書兼領収書，e．施行伺，f．犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書，g．現金出納簿，h．返納決議書，i．月分捜査費総括表，j．捜査費支出伺，k．支払精算書，l．領収書（奥書証明書及び支払報告書を含む。）

そこで、本件行政文書の存否について、以下検討する。

実施機関の保有する行政文書の分類の基準については、行政文書の分類の基準に関する規程に定められているが、犯罪捜査協力報償費の支出に関する文書は、行政文書の分類の基準に関する規程第3条の規定を受けた平成16年6月2日付け宮本県第300号宮城県警察本部長通達により、全課署隊分は、中分類が「会計」、小分類が「出納」に区分されている。

また、これら「出納」に区分される行政文書の保存期間については、行政文書管理規則第5条第3項を受けた行政文書の保存期間の基準に関

する規程（平成13年宮城県公安委員会規程第4号）によれば、「予算，決算，出納及び物品管理に関する行政文書」は「5年」と定められている。

一方，実施機関に確認したところ，上記保存期間の定めに拘わらず，犯罪捜査協力報償費の支出に関する文書は，全課署隊において，平成10年度執行分から保存されていることが判明した。

審査会は，実施機関に対し，捜査員が特定の情報提供者等に犯罪捜査協力報償費を渡した場合，当該事実について，組織内部ではどのような執行確認作業を行っているのか文書による説明を求めたところ，具体的な執行確認作業の概要は，以下の（1）から（3）までのとおり重層的な執行確認を行っている旨説明する。

（1）個別案件ごとの執行確認

- イ 直近上司による執行判断
- ロ 次席による判断
- ハ 捜査責任者による判断と執行の決定
- ニ 執行結果，成果の報告と精算

（2）県警監査機関における組織としての執行確認

- イ 県警察本部会計課による毎月の執行状況の確認
- ロ 宮城県警察監査室の監査による執行状況の精査

（3）外部機関による執行確認への対応

- イ 県出納局会計課による出納検査への対応
- ロ 県監査委員による定期監査への対応
- ハ 過去の執行分に関する監査委員監査への対応
 - a．平成15年度における知事要求監査
 - b．平成17年度における随時監査

ところで，審査会は，これまで複数の犯罪捜査協力報償費の支出に関する文書に関する諮問を受け，それぞれインカメラ審理を含めた審議をしており，その中で，「平成12年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て（以下「平成12年度分財務会計帳票等」という。）」に関する審査請求に対応する行政文書のインカメラ審理も行っている。そして，これまでのインカメラ審理等の蓄積を通じて得られた知見に基づき判断すると，平成12年度分財務会計帳票等のみならず，その他の年度の犯罪捜査協力報償費の支出に関する文書について真正なものであるとの心証を形成するには至らなかったが，その反面，偽名領収書や不適正執行の文書であるとの心証を形成するまでにも至らなかった。

以上のような心証に照らすと、現存する犯罪捜査協力報償費の支出に関する文書、すなわち、本件行政文書に関する文書に記録されている情報の中に、真正なものであるとの心証を形成するには至らなかったが、その反面、偽名領収書や不適正執行の文書があることについて十分な心証を形成することもできなかった。

3 結 論

以上の審議により、実施機関は本件行政文書が不存在とする決定をしたが、当該決定はやむを得ず、妥当なものと認めるしかない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------------------------|----------------------|
| 17 . 1 . 7 | 諮問を受けた。(諮問第163号) |
| 17 . 12 . 21 (第224回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 18 . 1 . 18 (第225回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 18 . 2 . 28 (第227回審議会) | 審査請求人から意見等を聴取した。 |
| 18 . 3 . 31 (第228回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 18 . 4 . 25 (第229回審議会) | 実施機関から開示決定等の理由を聴取した。 |
| 18 . 6 . 27 (第232回審議会) | 事案の審議を行った。 |
| 18 . 7 . 13 (第233回審議会) | 事案の審議を行った。 |
| 18 . 7 . 28 (第234回審議会) | 事案の審議を行った。 |
| 18 . 8 . 11 (第235回審議会) | 事案の審議を行った。 |
| 18 . 9 . 13 (第236回審議会) | 事案の審議を行った。 |
| 18 . 9 . 21 (第237回審議会) | 事案の審議を行った。 |

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

| 氏名 | 現職 | 備考 |
|-------|----------------|---------|
| 大葉由佳 | フリーアナウンサー | |
| 岡本勝 | 東北大学大学院法学研究科教授 | 会長職務代理者 |
| 木下淑恵 | 東北学院大学法学部助教授 | |
| 佐々木健次 | 弁護士 | 会長 |
| 武田貴志 | 弁護士 | |

(平成18年9月29日現在)